

地域医療介護総合確保促進法に基づく平成 30 年度神奈川県計画策定に向けた調査票等の作成について（医療分）

1 経過

- 平成 29 年 7 月 3 日～8 月 10 日の間、県のホームページを活用し、平成 30 年度計画策定に向けて、関係団体、市町村、県民、医療関係者などから事業アイデアの提案を受け付けた。
- 平成 30 年 2 月 2 日 厚生労働省医政局地域計画課より、平成 30 年度計画の策定に向けた調査票の作成依頼（提出期限：2 月 28 日）
- 平成 26 年度から平成 29 年度までの計画及び提案の内容を参考に、平成 30 年度計画策定に向けて調査票等を作成し、厚生労働省へ提出した。

2 30 年度に係る国の配分方針

【予算規模】

- 地域医療介護総合確保基金（医療分）の平成 30 年度予算案については、「平成 30 年度一般会計歳入歳出概算」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）において、前年度比 30 億円増の 934 億円（公費（国負担 2/3+都道府県負担 1/3）ベース）とされた。

【事業区分Ⅰの配分方針】

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017 について」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。（中略）個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2 年間程度で集中的な検討を促進する」とされていることを踏まえ、平成 30 年度においては 500 億円以上を事業区分Ⅰに充てる。
- また、都道府県から要望のあった事業のうち、地域医療構想調整会議において調整を行い、具体的な整備計画が定まった事業を優先して、配分額の調整を行う。
- さらに、具体的な整備計画が定まった事業の中でも、多額の費用を要する再編・統合に係る事業等を優先して、配分額の調整を行う。

【事業区分Ⅱ及び事業区分Ⅲの配分方針】

- 前年度比 30 億円の増額分については、原則として事業区分Ⅱ及びⅢへ配分する。
- 各都道府県の要望状況に基づき、配分額を調整するが、平成 29 年度に引き続き、基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業相当額を優先して配分額の調整を行う。
- 平成 26 年度から平成 29 年度までに配分した本基金のうち、今後執行する具体的な計画がない金額を「未計画額」として取り扱うこととし、これを解消するため、平成 30 年度の配分に当たっての財源として未計画額を原則として活用し、調整する。
- また、原則として平成 29 年 1 月に厚生労働省が定めた標準事業例及び標準単価に基づき事業を計上することとし、これに該当しない事業や単価を計上している場合、ヒアリング等において厚生労働省と協議の上、基金の充当を可能とする取扱いとする。

3 H30 年度基金活用額について（医療分・調整中）

事業区分	H30 年度 基金活用額 A + B	H30 年度計画	H26～29 年度
		新規要望額 A	基金の活用額 B
I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	1,246,696千円	16,518千円	1,230,178千円
II 居宅等における医療の提供に関する事業	331,364千円	286,984千円	44,380千円
III 医療従事者の確保に関する事業	1,669,622千円	1,666,653千円	2,969千円
合 計	3,247,682千円	1,970,155千円	1,277,527千円

4 H30 年度計画の調査票へ記載する主な事業

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備（継続）16,518 千円
急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携の推進に資する事業を実施する。
 - ① 医療機関に対するセミナーの開催等
 - ② ICTを利用した医療連携システムの構築 など

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

- ア 在宅医療施策推進事業（継続） 2,576 千円
県内における広域的な在宅医療施策を推進するための事業を実施する。
 - ① 在宅医療推進協議会の設置・運営
 - ② 在宅医療に係る研修会の開催、普及啓発事業の実施
- イ 訪問看護ステーション教育支援事業（継続） 15,000 千円
県内各地域において、新設や小規模な訪問看護ステーションであっても訪問看護師を育成できるよう、人材育成が充実する訪問看護ステーションを「教育支援ステーション」に位置付け、個々の看護師等が有する経験等に応じて実践的な研修や指導を行うことができる仕組みを整備する。
- ウ 在宅歯科医療拠点運営事業（継続） 131,967 千円
県内に設置する在宅歯科医療連携室において、相談業務や機器の貸出、人材育成などを実施する。

(3) 医療従事者の確保に関する事業

- ア 看護師等養成支援事業（継続） 672,325 千円
看護師等養成所の運営費や、実習受入れ体制の充実のための経費への補助等を実施する。
 - ① 看護師養成所運営費補助
 - ② 看護実践教育アドバイザー事業費 など

- イ 院内保育所支援事業（継続） 266,853 千円
 医師・看護師等の離職防止と定着促進のため、病院内保育事業の運営費や施設整備に係る経費に対して補助を行う。
- ウ 病院群輪番制運営費（継続） 242,992 千円
 広域ブロック内で病院の輪番方式または拠点病院方式により、休日・夜間の小児二次救急医療体制を確保するために必要な医師、看護師等の確保に必要な経費に対して補助を行う。

5 H26～29 年度基金の活用

これまでに造成した基金を 30 年度も引き続き活用して事業を実施するため、平成 26 年度から 29 年度までの計画について次の変更を行う。

(1) 厚生労働省との協議を要する変更

- 平成 29 年度までの 4 箇年計画としている平成 26 年度計画について、1 年間延長する。
- 平成 27 年度計画の緩和ケア推進事業について、整備費の増加に伴う計画額の増額変更を行う。

(2) 厚生労働省との協議を要さない変更

- 平成 29 年度の執行状況等を踏まえ、一部事業の期間延長、事業費の変更（流用）、年度割の変更を行うほか、字句修正等の軽微な変更を行う可能性がある。

6 今後の予定

時期	内容
3 月 7 日	医療審議会へ報告
3 月中	H26～29 年度基金の活用に係る厚生労働省との協議
3 月中旬～4 月中旬	厚生労働省による都道府県ヒアリング
ヒアリング後	国へ調査票の見直し提出
5 月以降	各都道府県へ基金額内示
内示後	都道府県計画の提出

7 平成 30 年度分基金全体（介護を含む）の状況

- 平成 30 年度予算の政府予算案では、基金予算総額は 1,658 億円（医療：934 億円、介護：724 億円）となっている。（前年度比 30 億円増）
- 対象事業については、医療分、介護分とも、前年度から変更は無い。